定期刊行物 毎月3回1の日発行／©企業通信社2014

労働調査会発行

労働基準広報

2014 No.1823
7/1

CONTENTS

特集 改正雇用保険法の解説 ―― 6

10月から教育訓練給付が拡充され 年間給付額は48万円が上限に

今回の改正では、①育児休業給付の充実、②教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設、③就業促進手当（再就職手当）の拡充、④平成25年度末までの暫定措置の３年間の延長――などが講じられている。「教育訓練給付金の拡充」については、「専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する講座」を受ける場合に、最高で１年間48万円（原則２年間）の給付が受けられることとなった（平成26年10月１日施行）。

（厚生労働省職業安定局雇用保険課）

●特別寄稿／便利な電子申請の利用をお願いします！ ―― 18

電子申請の活用で企業のコストを削減

（総務省行政管理局情報システム管理室長　齋藤壽男）

●トピック／平成25年度 個別労働紛争解決制度施行状況 ―― 24

総合労働相談件数は６年連続で100万件を超えて高止まりに

（厚生労働省まとめ）

●企業事例連載　「ポジティブ・オフ」で企業価値の向上を⑬ ―― 32

医療･介護業界において率先して「ポジティブ･オフ」を推進

～フォーユーメディカル株式会社～

（国土交通省 観光庁）

●NEWS ―― 1

（25年度・個別労働紛争解決制度の施行状況）「いじめ・嫌がらせ」が２年連続トップ／（25年度・均等法関係の相談等）是正指導件数は前年度比43%増の１万1003件に／（厚労省・合計で52業種が完成）信用金庫業と鋳造業の職業能力評価基準を作成／ほか

●企業税務講座 ―― 34

第43回　交際費課税の改正

大企業も損金算入が可能に

（弁護士・橋森正樹）

●知っておくべき職場のルール㉝「労基法による労働条件の明示義務」（編集部）―― 39●連載　労働スクランブル⑱⑥（労働評論家・飯田康夫）―― 42●労務資料　平成25年「退職金、年金及び定年制事情調査」結果 ―― 44●わたしの監督雑感　神奈川・横浜北労働基準監督署長　梅津克己 ―― 54●編集室 ―― 56

労務相談室

			回答者
社会保険	〔２社に勤務し通算で正社員並みに働く者〕社会保険への加入は	48	特定社労士・飯野正明
就業規則等	〔毎年運転免許証のコピーを提出〕車通勤者以外も求められるか	50	弁護士・加藤彩
労働基準法	〔飲食店で１日４時間勤務を２回〕休憩時間与える必要は	52	弁護士・荻谷聡史

バックナンバーが閲覧できます!!

http://rouki.chosakai.ne.jp/

＊＊本誌ご購読の皆様へ＊＊

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内